

札幌家庭裁判所家庭裁判所委員会（令和5年12月1日開催）
議事概要

1 日 時

12月1日（金）午前10時から午後0時まで

2 場 所

札幌家庭裁判所大会議室（6階）

3 出席者

（委員）相内亮、大竹優子、岸洋介、小山和利、下澤良太、菅井賢治、杉岡洋子、
寺林智栄、傳法滋、柳町久雄（※敬称略・五十音順）

（ゲストスピーカー）児童自立援助ホーム「カーサ・デチップ」ホーム長
近藤真知子

（説明者）松下美加子次席家庭裁判所調査官、長谷場暁少年訟廷管理官

（裁判所）千村隆首席家庭裁判所調査官、平野裕章家事首席書記官、菅野福道少年首
席書記官、丸山又生事務局長、松田睦史事務局次長

（庶務）木下元裕事務局総務課長、梅澤曜年事務局総務課課長補佐

4 配布資料

あり（添付省略）

5 進 行

(1) 議事

ア 委員の退任、任命についての報告

前回の委員会以降、小形修一委員、栗原壯太委員、長谷川俊委員が退任され、新
たに大竹優子委員、菅井賢治委員、杉岡洋子委員が任命されたことが報告された。

イ 委員長を選任

互選により大竹優子委員が委員長に選任された。

ウ 少年事件の手続及び統計についての説明

エ 補導委託制度の概要や活用状況、今後の課題についての説明

オ 補導委託先の立場から見た補導委託制度の意義についての説明

カ 質疑応答及び意見交換

質疑応答及び意見交換の概要は、別紙のとおり（ただし、別紙には上記ウからオ
までの一部を含む。）

(2) 次回の予定等

ア 委員会日程 令和6年6月3日（月）午後1時30分

イ テーマ 家事調停委員の人材確保と人材育成

(別紙)

概 要

□委員長 ●委員 △ゲストスピーカー ▲説明担当者

- 本日のテーマである補導委託に関し、まず、少年事件の手續と統計について、長谷場少年訟廷管理官から説明を行います。
- ▲ 少年事件の手續及び統計についての説明（省略）
- 続きまして、補導委託制度の概要や活用状況、今後の課題について、松下次席家庭裁判所調査官から説明を行います。
- ▲ 補導委託制度の概要や活用状況、今後の課題についての説明（省略）
- 続きまして、補導委託先の立場から見た補導委託制度の意義について、本日のゲストスピーカーである近藤真知子様から御説明を賜ります。
- △ 補導委託先の立場から見た補導委託制度の意義についての説明（省略）
- 説明させていただいた補導委託について、説明内容についての質疑応答、補導委託の現状についての御意見・御感想、補導委託の活用の仕方・広げ方についての御意見をお聞かせいただければと思います。
- カーサ・デチップは住込み型、いわゆる身柄付きの補導委託先となっていて、家庭裁判所からの報酬は無いということですが、家庭裁判所以外からの受け入れで運営を維持しているのでしょうか。
- △ 定員を設けて、人数をあまり受け入れないようにして運営しており、人数分の措置費はいただいております。
- 補導委託の持続可能性については、受託先の方々の善意に依存しているのかなと少し思いました。
- ▲ 補導委託として少年を預かっていただく場合、机上配布したパンフレットのQ&Aに記載されているとおり報酬はありませんが、少年の生活にかかる食費や日用品費などについては、家庭裁判所からそれらの費用の全部又は一部をお支払いしています。家庭裁判所からの委託による場合の補導委託費と、児童相談所の措置による場合の措置費等では、費用の性質が異なる面があります。
- 受託者の確保や職業のマッチングに関して御苦労されていることがあれば教えてください。
- ▲ 少年の指導をお願いするという点で、特に身柄付きになると、生活を共にするという点での御負担が大きいところ、受託者の確保に関しては、この場で、このように探したらどうかというアイデアをいただくとありがたいと思っています。職業のマッチングに関しては、例えば、本人に就労についての意欲があり、仕事を中心とした生活を送る中での変化を観察したいという場合には、職業補導をお願いできる登録先の中で調整して指導をお願いすることになります。その際に、職業補導をお願いできる登録先が多ければ、より少年とのマッチングにも配慮できるかと思えます。少年の課題によっては、

自立援助ホームに委託し、生活を整えることを中心とした指導を行ってもらった中で、自分に合った仕事を見つけてもらうパターンも考えられます。仕事のバリエーションがあって、指導をお願いできることが多いに越したことはないので、補導委託先を広げる良い方法はないかと考えています。

- 補導委託の受託者は、保護司とも重なる面があるのではないかと思います。最近の問題としては、保護司の高齢化により、紹介できる仕事の内容も変わってきていると思われます。先ほどのマッチングとも関わり合いがあるのですが、新しい若い保護司の方の開拓だったり、保護観察中の少年の仕事先だったりというのを、どのように見つけたらいいのだろうかと思っています。
- 感想になるのですが、今、少子化で、誰一人見捨てないということが出来る時代だとすれば、子供に相当手間暇をかけることになるかと思っています。課題を抱えていたり、それに加えて愛着の問題を抱えている子供に対しては、相当周りが振り回されつつ、育ちに付き合うことが必要になってくるだろうと思っています。家庭機能が弱っているのであれば、保育所や介護施設などにおいて協同で養育していくという大きな枠組みの中で、母性や父性、社会的役割などを身に付けることができればいいなと感じています。特殊な子供には特殊な対応というよりも、こうした枠組みの中で、今後もっと手間暇をかけて、皆で支援していくことに繋がってほしいと感じました。
- 皆さんが努力をされても、少年がいろいろな経緯で補導委託先からいなくなったり、あるいは犯罪的なことにまた引き戻されたりした場合は、関わっている方にとっては心理的負担というのは相当大きく、無力感を感じる人は多いのではないかと思います。そういう意味では受託者には非常に大きな負担がかかるのではないかと感じました。来年度から自立支援拠点事業が始まるということで、補導委託だけではなくて、福祉などの行政の制度との組み合わせで、社会全体として、フィールドを広げて支えていく仕組みが必要ではないかと思いました。例えば、障害児の就労といった問題について、実は障害を持っていたということが、何か問題が出てから分かるケースも結構あります。学校でも見逃されていたり、職場でも見逃されていたりして、そこから人間関係がこじれて、二次障害を起こしてしまったりとか、問題が複雑化しているケースがあるのですが、誰かが気がついて、ちょっとした力を貸していれば、不幸な状況を防げたケースもありますので、社会全体で支えることができる仕組みが必要だと思います。

質問ですが、家庭環境とか友人関係に問題があって、面会や通信を止めなければいけない状況があるというお話がありましたが、強制的にシャットアウトすることはできないのかなと思います、お願いベースなのかどうかを教えてくださいたいと思います。

- ▲ 試験観察中、強制的に面会などを止めるということはいけないのですが、少年の当面の生活を安定させるために必要だと考えられる場合は、裁判官から話をしてもらうなどして、本人にも理解を促します。その上で、調査官との間で、通信や面会を控えることについて約束するなどの形をとることになるかと思っています。

△ カーサ・デチップでの約束事としては、22時以降、携帯電話を居間で充電器に繋げてもらい、就寝時は携帯電話を使わないようにしてもらっています。友達という概念が変わってきていて、顔も名前も分からない人を友達と呼んで繋がっている可能性もあるので、事あるごとに携帯電話に関しては問題視しています。

● 民生委員の仕事は、基本的には困りごとがあった場合に専門機関にお繋ぎするという役目で、非行に至る前の心配な子供達のことは学校側に御相談を申し上げるのですが、その後の状況を把握しきれいていません。皆で見守るという横の繋がりみたいなものが構築できればいいなとも思っています。

質問ですが、試験観察の中に補導委託制度があるということですが、預かっている期間中の親との繋がりはどうのようにされているのでしょうか。

△ 基本的に自立援助ホームに入所する子供達には、親との連絡を取りたいか取りたくないかということを最初に聞きます。虐待があったり、逃げてきたりして、連絡先を教えないでほしいという子供もいます。一方で、やはり親との連絡を断ち切るということは難しいですし、切りたくない気持ちもあります。親に伝えたいことがある時には、調査官と相談して、その子その子で対応しています。

▲ 試験観察中、特に身柄付きの補導委託中に親との連絡をどのようにするかは、それぞれの少年の事情によって様々ですが、可能であれば親子関係の修復を目指したいという思いがあります。試験観察中、当初は少年との関わりを拒否していた親に調査官から連絡し、補導委託先での少年の頑張りを伝えているうちに、「寒い中でそんな仕事しているのだったら。」と言って、手袋を差し入れてくれるようになったりとか、最終的な審判には出てくれたりとか、そのような変化に繋がったケースもあります。

● 私自身は弁護士の立場で今までいくつも少年事件を担当し、担当した少年が試験観察になったことはあるのですが、補導委託になったことはありません。今回、このテーマで家裁委員会が実施されるということで、自分の周りの弁護士に補導委託の経験がある人とか、アイデアであるとかをいろいろ聞きました。私の周りでは、刑事事件とか少年事件を担当する弁護士はかなり多いのですが、その中で補導委託を実際にやって、こういう感じだったという話をしてくださった人は一人しかいなかったもので、補導委託はあまり活用されていないのかなと思いました。その方のケースは、少年が住込み型の補導委託になり、その住込み先が御高齢の農家のところで、結局合わなくて、何日かで飛び出してしまっって、最終処分が少年院送致になってしまったという、まさにマッチングが課題になると思われた事案でした。この事案を担当した弁護士は、やはり補導委託にするなら、マッチングという点について、マッチできる施設なり補導委託先を見つけることが非常に重要ではないかという話をしていました。また、裁判所の予算的に厳しいのかもしれないのですが、実費のみの補償となると、実際には足が出ることが多いと思います。実費プラスアルファをお支払いできるような体制になれば、もう少し補導委託先を開拓できるのかなと感じています。さらに、少し気になったのが、トランスジェンダ

一の少年の受入れはかなり難しいのではないかと考えています。トランスジェンダーの少年は、家庭環境にかなり問題がある方が多いので、本来であれば補導委託に馴染むと思いますが、実際には、今の体制では受け入れ自体が非常に厳しいのかなと感じています。もしそういう事例があれば、どのように補導委託の受け入れなどを工夫されたのかをお伺いできればと思います。

- ▲ 知る限りでは、トランスジェンダーの少年の事例はまだありません。
- 質問ですが、補導委託先とのマッチングが非常に大切だと伺いましたが、補導委託先を決める際は、少年の希望も考慮するのでしょうか。職業補導ではなくて、少年が希望して、勉学を中心とした補導委託先に行ってみたいという場合に、どういう場所を予定されているのでしょうか。
- ▲ 補導委託、あるいはその前提となる試験観察は少年の希望によって行うものではなく、最終的な処分を決めるために、家庭裁判所としてこのような点を観察したい、といった観点からまず検討されます。ただ、本人に今後こういう生活をしてみたいとか、こんなことを頑張ってみたいという希望があれば、希望をそのまま受け入れるわけではありませんが、それも踏まえながら補導委託先を検討することになると思います。勉学を中心としたいという希望がある場合は、例えば、身柄付きの補導委託先で生活を安定させながら通信教育を受けてもらうとか、そういう協力を補導委託先の方で行っていただけるかの検討や調整を踏まえて、補導委託先を考えることになると思います。勉学以外にもいろいろ生活上の課題がある場合、勉学にすぐ取り組むことを目標とすることが相当かどうかという観点からの検討も必要になるかもしれません。
- △ 自立援助ホームでは、入所前に子供に会って、どうしたいのか、なぜここにいるのかということ、きちんとお互いに理解した上で入所してもらい、何か希望はないかを聞いて、学校で勉強したいという希望があれば、そこは叶えられる点だと思います。一緒に生活する居住型ホームを選ぶにあたっては、勉学を中心とするホームであるということも一つの選択理由であってほしいと思います。
- 私は元矯正職員で、刑務所とか少年鑑別所に勤務していたのですが、成人の場合は、受刑者に農業を行ってもらいました。特に精神的な疾患を持った受刑者には土を触ってもらったり、花を植えたりしてもらいました。仮釈放が近くなった者には、大変な労力なのですが、動物の世話をしてもらいました。それらをやり遂げた受刑者というのは、本当に精神的に落ち着きました。特に、土を使うと落ち着きますという感想を持っている受刑者が多かったと記憶しています。畑作や酪農などの農業関係も補導委託先の一つとして考えていただけたらどうかと思います。テレビで農業人口が非常に減っているという話題を見ましたが、農業体験をしてもらい、将来、農業を始めたいという少年が出てきたらいいなと思いました。
- 質問ですが、その事件の重さによって直ちに処分を決める場合もあれば、直ちに少年に対する処分を決めることができず、少し長めに様子を見る際に必要に応じて補導委託

が活用されるのかなと思ったのですが、保護処分として施設送致の判断を受けた後に、送致された施設関係者から自立援助ホームに委託の話が来るという理解でよろしいでしょうか。

- ▲ 施設送致というのは最終的な決定である保護処分の一つとして、施設に入所させるという判断になります。補導委託というのは、最終的な決定を行う前に、少年の様子を見る試験観察の手続をとった場合に付随的に委託するという制度ですので、補導委託として施設に入所した場合は、保護処分として施設に入所したということとは異なります。
- 保護司として、少年院入所中の少年の仮退院に向けての環境調整などに関わっており、その際に、親元に帰すのは良くないというケースが多々あるのですが、家庭裁判所の補導委託としてではなく、そういう場合にも自立援助ホームを利用できるのでしょうか。
- △ 利用できる年齢であることが条件になりますが、その他に、年齢に関係なく利用することができる自立準備ホームというものがあります。また、来年度からの制度で、年齢で切らないで見ていこうという制度も始まるので、今は、自立援助ホームの中には、利用できる年齢を超えた場合には自立準備ホームの方に支援をお願いするという運営を行う施設もありますが、今後の展望としては、来年度からの制度を視野に入れながら、年齢で切らない支援を行っていくことができればいいなという思いがあります。
- 更生保護の事業の中に、保護司の他に、協力雇用主という事業主がいらっしゃって、建築業が多いのですが、そこにお話をすると、少しの間だったら預かりますよという返事をいただいたり、少し内容が違うかもしれませんが、BBS会というものがあって、先輩のお兄さんやお姉さんが色々と面倒を見てくれたりします。そういった事業主や団体が使えそうであれば、ぜひ活用していただいても構わないと思います。

以 上